

ご協力ありがとうございました

第4回市民満足度調査(中間まとめ)を公表します

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

本調査は、市が行う施策に対して、市民の皆様が現在どの程度満足と感じているか、そして、今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理することにより、清須市第1次総合計画【改訂版】の進捗状況を把握するとともに、今後の清須市のまちづくりに反映することを目的に実施したものです。

回収率

今回 (H26)	前回 (H24)	第1回 (H20)
42.2%	41.7%	41.8%

満足度・重要度平均値の算出方法

- ・「満足している(重要である)」を5点
 - ・「やや満足している(やや重要である)」を2点
 - ・「どちらとも言えない」を0点
 - ・「やや不満である(あまり重要ではない)」を-2点
 - ・「不満である(重要ではない)」を-5点
- 各選択項目の点数に回答数を掛け、その合計を回答実数で割って求めています。

施策項目別の満足度・重要度

設問項目	満足度						重要度								
	今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)		今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)		
	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回	
1 安全安心	水害を防ぐ施設の整備	0.26	28	-0.61	0.00	↓	0.86	0.26	4.12	1	-0.04	0.52	↗	4.16	3.60
	防災機能の強化	0.40	20	-0.17	0.19	↗	0.57	0.21	3.75	2	-0.06	0.60	↗	3.82	3.15
	防犯・交通安全	0.34	23	-0.12	0.48	↗	0.46	-0.14	3.63	3	-0.18	0.15	↗	3.81	3.48
	消防・救急体制	1.03	3	-0.44	0.36	↗	1.47	0.67	3.46	4	0.05	0.67	↑	3.41	2.79
	上水道・下水道	0.18	31	-0.81	0.16	↗	0.98	0.02	2.91	8	-0.58	0.09	↗	3.49	2.81
	ごみ処理・資源回収、し尿処理	1.12	2	-0.66	0.41	↗	1.78	0.70	2.95	7	-0.46	-0.04	↓	3.41	2.99
	斎苑施設の整備	-0.22	36	-0.38	0.01	↗	0.16	-0.23	1.65	29	-0.10	0.40	↗	1.75	1.25
2 健康福祉・コミュニティ	健康づくり、各種健(検)診の実施	1.38	1	-0.04	0.97	↗	1.42	0.41	2.90	9	-0.30	0.49	↗	3.20	2.41
	福祉センターの施設運営	0.72	7	-0.13	0.31	↗	0.85	0.41	2.11	19	-0.38	0.53	↗	2.48	1.58
	子育てに関する支援	0.63	11	-0.81	0.60	↗	1.44	0.03	2.99	5	-0.10	0.45	↗	3.09	2.54
	障がい者の支援	0.41	19	-0.43	0.32	↗	0.84	0.09	2.60	11	-0.18	0.47	↗	2.78	2.13
	高齢者の支援	0.33	24	-0.57	0.28	↗	0.89	0.05	2.97	6	-0.13	0.45	↗	3.10	2.52
	国民健康保険・介護保険などの事業、生活保護などの支援	0.23	29	-0.19	0.47	↗	0.42	-0.24	2.51	13	0.06	-0.01	↘	2.45	2.52
	青少年の健全育成	0.38	21	-0.29	0.11	↗	0.67	0.27	2.27	17	-0.05	0.87	↗	2.32	1.40
	消費者相談や啓発活動	0.32	25	-0.17	0.22	↗	0.49	0.09	1.56	33	-0.46	0.51	↗	2.02	1.04
	自治・コミュニティ活動の支援	0.46	15	-0.15	0.16	↗	0.62	0.30	1.61	30	-0.12	0.65	↗	1.73	0.96
	ボランティア・NPO活動の支援	0.38	22	-0.29	0.11	↗	0.67	0.26	1.41	35	-0.34	0.40	↗	1.75	1.01
男女共同参画社会の推進	0.26	27	-0.13	0.14	↗	0.39	0.12	1.35	36	0.02	0.71	↑	1.33	0.64	
3 水と緑、うるおい	環境美化・保全活動、循環型社会形成の推進	0.69	9	0.20	0.46	↑	0.49	0.23	2.08	20	-0.25	0.12	↗	2.32	1.95
	公園・緑地の整備・維持管理	0.78	6	-0.20	0.35	↗	0.98	0.43	2.29	16	-0.17	0.31	↗	2.47	1.98
	河川歩道の整備・維持管理	0.71	8	-0.31	-	-	1.02	-	2.19	18	-0.05	-	-	2.24	-
	農業振興、土地改良・水路整備、食育の推進	0.42	18	-0.19	0.58	↗	0.61	-0.16	1.75	26	-0.04	0.33	↗	1.79	1.42
4 便利快適	駅周辺開発・土地区画整理の推進	-0.21	35	-0.25	0.24	↗	0.04	-0.44	2.47	14	0.02	0.41	↑	2.46	2.07
	街路樹・植樹帯の維持管理	0.52	13	-0.22	0.22	↗	0.73	0.29	1.80	25	-0.15	0.38	↗	1.95	1.42
	市道の整備・維持管理	0.00	33	0.22	0.18	↑	-0.21	-0.17	2.53	12	-0.46	0.54	↗	2.99	1.99
	コミュニティバスの運行	0.28	26	-0.11	-0.08	↓	0.39	0.36	1.73	27	-0.03	0.74	↗	1.76	0.99

設問項目	満足度						重要度								
	今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)		今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)		
	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回	
5 教育・文化・スポーツ	小学校・中学校の施設整備	0.63	10	-0.43	0.29	↗	1.06	0.34	2.75	10	-0.67	0.81	↗	3.42	1.94
	生涯学習機会の提供	0.50	14	-0.20	0.18	↗	0.70	0.32	1.57	32	-0.14	0.58	↗	1.71	0.99
	文化活動、伝統芸能・祭りの支援	0.88	4	-0.33	0.19	↗	1.21	0.69	1.60	31	-0.32	0.63	↗	1.91	0.96
	文化財の保護	0.81	5	-0.30	0.17	↗	1.11	0.64	1.84	24	-0.24	0.55	↗	2.08	1.29
	スポーツ・レクリエーション施設の運営・管理	0.54	12	-0.21	0.29	↗	0.74	0.25	1.54	34	-0.18	0.39	↗	1.72	1.15
	他の市町村との交流・国際交流	0.43	17	-0.14	0.25	↗	0.56	0.18	1.21	37	-0.24	0.60	↗	1.45	0.60
6 産業・観光	中小企業の支援、商店街活性化	-0.38	37	-0.40	0.05	↗	0.02	-0.43	2.07	21	0.05	0.41	↑	2.02	1.66
	観光の振興	0.05	32	-1.12	0.07	↗	1.17	-0.02	1.85	23	-0.32	0.87	↗	2.17	0.98
7 市民参加・行政	市民参加の推進・広報広聴活動	0.44	16	-0.25	-0.06	↓	0.68	0.50	1.71	28	-0.12	0.29	↗	1.83	1.42
	市役所業務の情報システム化	0.21	30	-0.35	0.31	↗	0.57	-0.09	2.02	22	0.07	0.32	↑	1.96	1.70
	行政改革の推進	-0.12	34	-0.14	0.23	↗	0.02	-0.35	2.45	15	-0.22	0.23	↗	2.67	2.22
計		0.43	-	-0.30	0.26	↗	0.73	0.16	2.28	-	-0.18	0.46	↗	2.46	1.82

※増減の凡例
 ↑ 前回よりも上回っていて、かつ、第1回よりも上回っている
 ↗ 前回よりも下回っているが、第1回よりも上回っている
 ↘ 前回よりも上回っているが、第1回よりも下回っている
 ↓ 前回よりも下回っていて、かつ、第1回よりも下回っている

※順位は、今回の平均値の順位を示す。 ※「河川歩道の整備・維持管理」は、前回(第3回)より追加した項目である。



清須市市民協働指針(案)のパブリック・コメント

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

市では、「市民参加の推進」として、市民団体等と市との協働のあり方をまとめた「清須市市民協働指針(案)」を作成しました。
 その内容について、市民の皆様から意見の募集を行います。

閲覧場所及び 閲覧時間	○企画政策課(本庁舎)・西枇杷島庁舎・清洲庁舎・春日支所・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川ふれあい防災センター・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島福祉センター・春日公民館・市立図書館 午前8時30分～午後5時15分(閉庁、休館日を除きます) ○市ホームページ パブリック・コメントのページ
意見提出資格	市内に在住・在勤・在学の方及び事務所又は事業所を有する方
意見提出方法	<p>案件名、氏名(法人名)、住所を記入のうえ、郵送、FAX、Eメール又は窓口提出をお願いします。様式は問いません。</p> <p>ホームページからダウンロードもしくは、各閲覧場所に設置の募集用紙により提出いただくこともできます。</p> <p>▼郵送・FAX・Eメールの場合 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所 企画政策課 宛て FAX 052-400-2963 Eメール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>▼窓口の場合 企画政策課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所、春日支所 ※電話、口頭でのご意見は受け付けません。</p>
意見募集期間	平成26年11月30日(日)まで(郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着)
提出されたご意見の 取扱い・対応	提出されたご意見は、整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開します(個人情報に関しては公開しません)。

市人事行政の運営等の状況を公表します

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)

職員の給与・勤務時間などは、地方公務員法に基づき、清須市の条例などで定められています。市の人事行政の透明性を高め、市民の皆様にご理解いただくため、これらの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成25年度における職員の任免の状況

区分	採用				平成25年度 退職				
	平成25年度		競争試験		定年	勸奨	普通	その他	計
職種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数					
事務職	53人	47人	15人	15人	11人	1人	3人	0人	15人
保育士 幼稚園教諭	28人	26人	17人	16人	4人	0人	10人	0人	14人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人
計	81人	73人	32人	31人	15人	2人	13人	0人	30人

(2) 部門別職員数の内訳（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
		総務	93人	88人	▲5人	欠員による減員
		税務	24人	24人	0人	
		民生	181人	180人	▲1人	退職不補充
		衛生	28人	28人	0人	
		農林水産	6人	6人	0人	
		商工	4人	4人	0人	
		土木	35人	35人	0人	
	計	376人	370人	▲6人		
	教育部門	65人	62人	▲3人	退職不補充	
小計	441人	432人	▲9人			
会営企業等部門	水道	2人	2人	0人		
	下水道	6人	6人	0人		
	その他	13人	13人	0人		
	小計	21人	21人	0人		
合計		462人	453人	▲9人		

備考1 職員数は、一般職に属する職員であり、教育長、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 部門の区分は、平成25年度定員管理調査に基づく区分です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成25年度決算）

区分	歳出額A	人件費B	うち職員給与費	人件费率(B/A)
普通会計	21,665,210千円	3,392,248千円	2,231,180千円	15.7%

備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成25年度決算）

区分	職員数A	給与費			計B	1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
普通会計	431人	1,460,508千円	243,735千円	526,937千円	2,231,180千円	5,177千円

備考 給与費は、平成25年度決算額であり、職員手当には退職手当は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	清須市	類似団体平均	全国市平均
指数(参考値)	102.8(95.0)	105.8(97.8)	106.6(98.5)

- 備考1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体とは、全国の市のうち人口規模、産業構造が類似している団体です。
 3 参考値とは、国家公務員の時限的(2年間)な特例法による減額措置が無いとした場合の値です。

(4) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 178,800円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料の状況(平成25年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 252,200円	347,817円	404,175円

(6) 一般行政職員の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	係長 主任主査	課長補佐 副主幹	課長 主幹	次長 参事	部長	
職員数	30人	19人	43人	58人	28人	38人	6人	9人	231人
構成比	13.0%	8.2%	18.6%	25.1%	12.1%	16.5%	2.6%	3.9%	100%

- 備考1 清須市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	322,200円	384,194円	43.4歳

- 備考 平均給与月額は、平成25年4月分の給料及び職員手当(期末・勤勉手当を除く)の合計を平成25年4月の職員数で除したものです。

(8) 主な職員手当の状況 (平成25年4月1日現在)

期末・勤勉手当		期 末	勤 勉
	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.600月分	1.350月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

退職手当		自己都合等	定年・勸奨
	1人当たり平均支給額	5,903千円	25,854千円

- 備考 平均支給額は、24年度に退職した職員に支給した平均額です。

地域手当	支給率	3%
	職員1人当たり平均支給年額	110,178円

- 備考 平均支給年額は、平成25年度決算額を平成25年4月の職員数で除したものです。

時間外勤務手当	平成25年度決算額	職員1人当たり平均支給年額
	65,612千円	200,650円

備考 平均支給年額は、平成25年度決算額を平成25年4月の職員数(管理職手当受給職員を除く)で除したものです。

区分	内 容	
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 6,500円	・配偶者がいない場合の1人目は11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算
住居手当	借家・借間居住者 ・家賃 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃 23,000円超え (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (最高月27,000円)	
通勤手当	交通機関等利用者 55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給 交通用具利用者 通勤距離に応じ、最高24,500円	

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当	
		給料	市長 920,000円 副市長 750,000円
報酬	議長 515,000円 副議長 425,000円 議員 405,000円		

備考 平成25年度の期末手当の改定は見送りました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数	区分	付与日数
年次有給休暇	1年につき20日	選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間	骨髄提供	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日以内の期間	結婚	連続5日以内の期間
産前産後	出産予定日までの8週間(多胎妊娠の場合は14週間)と、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
		妻の出産補助	2日以内の期間
		子の看護	1年につき5日以内の期間
忌引	親族の区分により1～7日以内の連続する期間	父母の祭日	1日
		住居滅失等	7日以内の期間
夏季休暇	7～9月までのうち5日以内の期間	交通遮断	必要と認められる期間

4 職員の休業の状況 (平成25年度)

区分	男性	女性
育児休業取得者数	0人	22人
部分休業取得者数	0人	1人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況 (平成25年度)

区 分	免職	休職	降任	降級	計
心身の故障の場合	0人	12人	0人	0人	12人

(2) 職員の懲戒処分の状況 (平成25年度)

なし

6 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の状況 (平成25年度)

地方公務員法に定められたサービスの基準を遵守するため、新規採用職員研修等の階層別研修や通達等により、職員のサービス規律の確保に努めました。

(2) 営利企業等への従事許可の状況 (平成25年度)

区 分	件 数
自ら営利を目的とする私企業を営むもの (農業、不動産貸付等を含む)	13件
報酬を得て事業または事務に従事するもの	4件

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (平成25年度)

研修区分	一般研修	専門研修	市単独研修
参加人数	72人	61人	69人

(2) 勤務成績の評定の概要 (平成25年度)

目 的	職員の能力開発や職務遂行への意欲向上を効果的・効率的に進めていくために人事評価を行い、人材育成及び組織の活性化を促進することを目的とする。		
制度の概要	原則として一次評価者から調整評価者により、各職員に求められる役割と能力について、業績評価と能力評価の両方を統合した総合評価を行う。		
基 準 日	平成26年1月1日	評定期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日
対 象 者	行政職給料表の適用を受ける職員(休暇、休職、育児休業等の職員を除く)		

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金 (地方公務員等共済組合法に基づく地方公務員共済組合等に対する負担金)
金額 496,522千円 一人当たりの負担額 1,096,074円

(2) 職員親睦会 (平成25年4月1日現在)
会員数 456人 市負担金なし

(3) 職員の災害補償 (平成25年度)

ア 公務災害認定件数

自己職務遂行中(負傷) 1件 出勤途上(負傷) 1件

イ 公務災害基金負担金(地方公務員災害補償法に基づく地方公務員災害補償基金に対する負担金)

金 額	1人当たりの負担額
2,553千円	5,610円

9 平成25年度における清須市公平委員会の業務の状況

区 分	当初継続件数	申立件数	処理件数	年度末継続件数
勤務条件に関する措置の要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件	0件	0件	0件

防災行政無線を用いた全国一斉の 緊急情報の伝達試験実施のお知らせ

平成26年11月28日(金) 午前11時ごろ実施



市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム「J-ALERT (ジェイ・アラート)」から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆様へお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。

J-ALERTとは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

市が当日実施する試験は次のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線の放送	市内107か所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【放送内容】 「これは、テストです」×3回 + 「防災行政無線チャイム」 </div>

(注意)清須市以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

9月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

平成25年度一般会計決算認定など23議案を可決

9月議会定例会は、9月1日から26日までの26日間の会期で開かれました。初日に市長提出議案の上げ・説明と、議員発議による『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)』及び『「手話言語法」制定を求める意見書(案)』の上げ、朗読説明がなされました。また、市長提出案件のうち、教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意案及び工事請負契約(新川体育館始め3施設取壊し工事)の締結については、即日採決等の結果、全員賛成で可決されました。議長提出案件では、農業委員会委員の推薦については指名により決定され、その他の議案については、8日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果について委員長から報告があり、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。なお、議員発議による2つの意見書(案)については、採決の結果、全員賛成で可決されました。

可決された議案

◆平成25年度一般会計決算認定 ◆平成25年度各特別会計決算認定 ◆平成25年度水道事業会計剰余金の処分及び決算認定 ◆職員の配偶者同行休業に関する条例案始め9条例案 ◆工事請負契約(新川体育館始め3施設取壊し工事)の締結 ◆平成26年度一般会計補正予算(第1号)案 ◆平成26年度各特別会計補正予算(第1号)案 ◆定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案) ◆「手話言語法」制定を求める意見書(案)

詳しくは、広報11月号と同時配布されます「議会だより」をご覧ください。

同意案件

◆教育委員会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員を任命する。

後藤 小百合 氏

◆公平委員会委員の選任について

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、公平委員会委員を選任する。 渡邊 俊司 氏

◆固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員を選任する。

山ノ内 英雄 氏、山田 芳和 氏、河村 年美 氏

議会推薦

◆農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、農業委員会委員を推薦する。

大橋 浩 氏、浅井 尊弘 氏、星野 満 氏

報告案件

◆平成25年度決算の健全化判断比率等の報告 ◆尾張土地開発公社平成25年度決算に関する書類の報告

～ 交通事故0のまちを目指して～

シリーズ4

交通死亡事故多発! 事故防止を心掛けましょう!!

①6月8日(日)午後9時30分頃(西枇杷島町問屋地内)

県道名古屋祖父江線を東進横断中の歩行者と南進直進の普通自動二輪が衝突し、歩行者が死亡しました。

【事故防止のポイント】

信号機のある交差点を活用しましょう。

②8月27日(水)午前10時50分頃(清洲地内)

大型店舗駐車場から道路に出た軽四貨物車が、乳母車使用の高齢の歩行者に衝突し、歩行者が死亡しました。

【事故防止のポイント】

よそ見は禁物です。出入口付近では、安全確認をしっかりとしましょう。

③9月13日(土)午後0時10分頃(春日焼田地内)

名岐バイパスの信号の有る交差点で、横断歩道を横断中の高齢の歩行者に大型貨物車が衝突し、歩行者が死亡しました。

【事故防止のポイント】

ドライバーは横断歩道に接近する際、歩行者の存在を見落とさないようにしましょう。



警報発令! 交通事故抑止の緊急出発式実施

今年に入って、西枇杷島署管内の交通事故による死者が、前年同時期の3倍に増えていることから、交通死亡事故多発警報が発令されました。それをうけ、緊急交通安全キャンペーンとして、9月22日(月)に清須市役所本庁舎にて交通死亡事故抑止の出発式(写真)が行われました。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

開会時間
いずれも午前9時30分から

開会日	会議等
19日(金)	本会議(委員長報告・討論・採決)
15日(月)	福祉常任委員会
12日(金)	総務常任委員会
11日(木)	建設文教常任委員会
9日(火)	本会議(議案質疑)
4日(木)	本会議(一般質問)
3日(水)	本会議(一般質問)
1日(月)	本会議(行政報告・質疑・議案提案・説明)

(本庁舎までお尋ねください。
本会議・委員会は傍聴することができます。詳しくは、議事調査課)



12月議会定例会日程のお知らせ

平成26年度市消防団観閲式



地域防災の要として活躍する市消防団員によるポンプ車操法や小隊訓練など、日ごろの訓練の成果が披露されます。

ご自由に観覧できますので、ぜひお越しください。

とき 11月9日(日)

午前9時30分から

ところ 西枇杷島中学校

問合せ 防災行政課(本庁舎)

税だより

青色申告決算等説明会・年末調整等説明会のご案内

名古屋西税務署

名古屋西税務署では、平成26年の個人事業者の青色申告決算及び年末調整等に関する説明会を次のとおり開催しますので、ご出席いただきますようご案内します。

①年末調整は、給与所得者一人ひとりについて、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税

額とを比べて、その過不足額を精算するもので、給与の源泉徴収の総決算ともいえます。

【青色申告決算等説明会】

とき 11月12日(水)

午前10時～正午

ところ 清須市役所本庁舎

3階大会議室

対象者 納税地が清須市で、青色申告の承認を受けている個人事業者の方

【年末調整等説明会】

とき 11月12日(水)

午後1時30分～3時30分

ところ 清須市役所本庁舎

3階大会議室

対象者 納税地が清須市である法人事業者及び個人事業者のうち白色申告の方

(注)青色申告の承認を受けている個人事業者の方については、青色申告決算等説明会にて説明します。

【お願ひ】と【お知らせ】

①年末調整関係諸用紙及び年末調整等説明会資料は、説明会の開催前に郵送します。年末調整等説明会には、事前に郵送する説明会資料をお持ちください。

②関係用紙等が不足する場合には、説明会場(又は税務署)でお渡しします。また、国税庁ホームページ(「国税庁」で検索)から出力することもできます。

問合せ 名古屋西税務署

☎052・521・8251

(自動音声によりご案内します。お問合せの際は、「2」を選択してください)

個人事業税納税のご案内

名古屋北部県税事務所

個人事業税第2期分の納税を

お忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方の所得にかかる税金です。

第2期分の納期限は12月1日(月)です。11月中旬に県から納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所へ納付してください。

Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング及びATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは、県総務部税務課ホームページをご覧ください。

口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は預(貯)金口座にご使用の印鑑及び預金通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手

続きをしてください(ただし、手続きの時期によっては、翌年度分からの取扱いとなる場合があります)。

問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所

課税第一課 県民税・事業税第二グループ

☎052・531・6304

(ダイヤルイン)

ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

税を考える週間

国税庁

国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」とし、各種の広報・広聴活動を行います。

本年度のテーマは、「税の役割と

税務署の仕事」とし、租税の役割や適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取り組みについて、国民に理解を深めてもらうよう努めていくほか、広く国民から国税庁の取り組みに対する意見・要望等を積極的に視聴します。全国地方税務協議会においては、「じつぞろ? 地方税」というテーマを設定し、地方税についてもこの週間を活用した広報を実施します。

国や地方を支える税について、ぜひこの機会に考えてみましょう。詳しくは国税庁ホームページ(「国税庁」で検索)「税を考える週間」の特集ページをご覧ください。

平成26年度 上半期の財政状況 (平成26年4月1日～9月30日) ■問合せ 財政課(本庁舎)

地方自治法第243条の3第1項及び清須市財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、平成26年4月1日から9月30日までの期間における本市の財政状況を、市民の皆様にお知らせします。

清須市では、最小の経費で最大の効果を上げるよう工夫をこらし、「安全・安心 そして 快適で元気な清須」を目指して予算の執行に努めています。

○ 一般会計(予算現額の多い順になっています)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額(千円) ㉑	収入済額(千円) ㉒	収入割合(%) ㉒/㉑	区 分	予算現額(千円) ㉓	支出済額(千円) ㉔	執行割合(%) ㉔/㉓
市 税	11,698,427	7,171,762	61.3	民 生 費	9,114,114	4,592,555	50.4
国庫支出金	2,746,316	1,147,489	41.8	教 育 費	4,456,034	1,333,245	29.9
市 債	1,866,000	0	0.0	総 務 費	2,773,678	839,995	30.3
地方交付税	1,848,051	1,343,309	72.7	土 木 費	2,242,781	791,432	35.3
繰 入 金	1,314,368	0	0.0	衛 生 費	2,093,480	885,074	42.3
県支出金	1,248,819	224,903	18.0	公 債 費	1,858,184	924,874	49.8
繰 越 金	916,779	916,780	100.0	消 防 費	794,634	380,663	47.9
地方消費税交付金	841,000	445,274	52.9	商 工 費	290,536	194,234	66.9
諸 収 入	642,542	160,795	25.0	議 会 費	268,790	139,137	51.8
そ の 他	995,317	391,605	39.3	そ の 他	225,388	48,180	21.4
合 計	24,117,619	11,801,917	48.9	合 計	24,117,619	10,129,389	42.0

○ 特別会計

会 計 名	予算現額(千円) ㉕	歳 入		歳 出	
		収入済額(千円) ㉖	収入割合(%) ㉖/㉕	支出済額(千円) ㉗	執行割合(%) ㉗/㉕
国民健康保険	6,934,987	3,614,494	52.1	2,783,004	40.1
介護保険	4,172,558	1,816,390	43.5	1,587,364	38.0
下水道事業	3,902,188	612,860	15.7	604,259	15.5
後期高齢者医療	1,257,017	752,354	59.9	467,609	37.2

○ 企業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予定額(千円) ㉘	収入済額(千円) ㉙	収入割合(%) ㉙/㉘	予定額(千円) ㉚	支出済額(千円) ㉛	執行割合(%) ㉛/㉚	
水道事業	収益的収支	211,558	106,658	50.4	215,703	58,340	27.0
	資本的収支	20,566	5,823	28.3	114,724	33,868	29.5

○ 市有財産の状況

土地	686,307㎡
建物	196,658㎡
基金	5,500,429千円
有価証券・出資金・出捐金	463,735千円

○ 市民の負担の状況(平成26年9月30日現在)

市民一人あたりの市税負担額	26,880円
※ この金額は、個人市民税収入済額(現年課税分)を総人口で単純に割ったものです。	
※ 総人口 66,488人	

国民健康保険の喪失手続きはお済みですか？

職場の健康保険に加入したときなどで、国民健康保険を喪失する手続きは、自動的には行われません。ご自身で喪失する手続きが必要となりますのでご注意ください。
※異動のあった日から14日以内に必ず届出をしてください。

【手続きができる方】

- 本人又は同一世帯の家族(住民票が一緒の方に限ります)
- 代理人(委任状と代理の方の本人確認ができるものをお持ちください)

【手続きをする場所】

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所

【手続きに必要なもの】

- 新しく加入した健康保険証(名前が記載されたもの)又は健康保険取得証明書
- 国民健康保険証
- 印鑑

※国民健康保険の資格喪失日(予定)以後、国民健康保険証で医療機関において診察された場合、医療費の返還請求の対象となりますのでご注意ください。

国民健康保険退職者医療制度に該当している方の被保険者証のご案内

市国民健康保険に加入されている

る65歳未満の方で、厚生年金や各種共済組合などの年金を受けることができ、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある方が対象となります。

また、同一世帯で退職者被保険者本人の収入によって生計を維持している65歳未満の方は、退職被扶養者となります。

これらの資格に該当している方がお持ちの国民健康保険被保険者証の上部右側には、◎と表記されています。

なお、退職者被保険者資格に該当する方の被保険者証の有効期限は、退職者被保険者本人が65歳になる誕生日の末日となっておりますので、それ以降の被保険者証については、該当月末日までに世帯主あてに郵送します。

問合せ 保険年金課(本庁舎)



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26

年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください(平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめで国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます)。

問合せ 名古屋西年金事務所
☎052・524・6855

人権擁護委員の交代

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしていきますが、この度交代がありました

のでお知らせします。(敬称略)
新任の委員(10月1日就任)

奥田 照明(西枇杷島町北大和)
新任の委員(7月26日退任)

近藤 信行(西枇杷島町南大和)
問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)



今月のエコチャレンジ

『ドライブは ふんわりアクセル eスタート』

- 発進時の5秒間で時速20キロ程度に加速すると、1年間でガソリン約84リットル、約194キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(約11,000円の節約)
- 5秒のアイドリングストップを行うと、1年間でガソリン約17リットル、約40キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(約2,400円の節約)
- 「暖機運転は走りながら」、「加減速の少ない運転」、「早めにアクセルを離す」、「カーエアコンの使用を控える」等にも気をつけましょう。

【出典:エコチャレ手帳2014(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市食育まつり開催

食育まつりの今回のテーマは「野菜の強さを知ろうっ!」です。

バランスの良い食事を摂ることの重要性など、食の大切さを楽しく学んでみませんか。詳しくは、折込みチラシでご確認ください。

とき 11月16日(日)

午前9時～午後2時

ところ みずとぴあ庄内

内容 愛知みずほ大学短期大学部
上原正子教授による食育トーク、
出展ブース、イベントなど

問合せ 産業課(本庁舎)

愛知県最低賃金改正のお知らせ

「愛知県最低賃金は、10月1日から時間額800円に改正されました。

なお、愛知県の特定(産業別)最低賃金(7業種)については、現在改正等のため、調査審議中ですので、今後の改正状況に注意してください。詳しくは、名古屋西労働基準監督署にお尋ねください。

問合せ 名古屋西労働基準監督署
☎052・481・9533

寄付をいただきました

森井 敏彦 様 土地

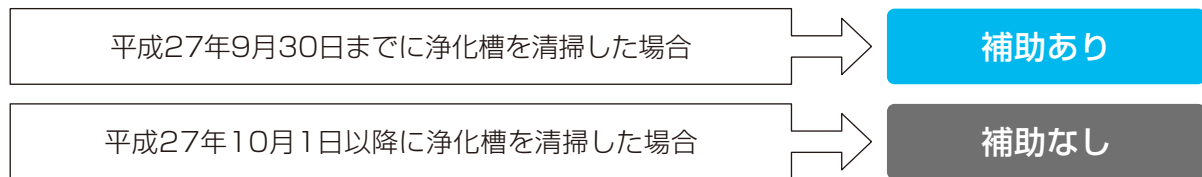
学校事業に有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

市浄化槽補助金制度変更のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市では、家庭用浄化槽の清掃補助として年1回4割の補助を行っていますが、下水道の供用開始に伴いその区域内においては、供用開始後1年以内の清掃補助は現状のままとします。ただし、その後の補助は行いません。

例) 平成26年10月1日に公共下水道が供用開始をした区域



※以降、公共下水道供用区域開始となった区域は、同様の方法で実施していきます。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

“ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪”(平成26年度標語)

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待はあなたの身近で起こっているかもしれません。「虐待かもしれない」と感じたら、迷わず児童虐待関係機関にご連絡ください。相談内容や情報源の秘密は守られます。



あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

<児童虐待関係機関>

児童相談所全国共通ダイヤル	☎0570-064-000
愛知県中央児童・障害者相談センター	☎052-961-7250
愛知県西枇杷島警察署	☎052-501-0110
清須市健康福祉部子育て支援課	☎052-400-2911(代)